

令和3年12月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第12回）議事録

1. 開催日時 令和3年12月17日（金曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 4 番 加 藤 三 敏
4 番 岡 部 五 一 郎	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
8 番 小 松 健	2 2 番 伊 藤 剛
9 番 小 松 幸 夫	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 0 番 佐 藤 順	2 4 番 佐 藤 系 悦
1 1 番 佐 藤 崇	

4. 欠席した委員（3名）

1 5 番 石 井 勲
2 0 番 佐 藤 源 樹
2 1 番 庄 司 和 夫

5. 議事日程第1号 令和3年12月17日 午後2時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 5号 由利本荘市農地賃借料情報について

第 5. 議案第82号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 6. 議案第83号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

（第11回総会保留分）

第 7. 議案第84号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 8. 議案第85号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第86号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第10. 議案第87号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第11. 議案第88号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第12. 議案第89号 由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について

第13. 議案第90号 由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第14. 議案第91号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	小松幸月
農地班長	小松貢治	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主任(西目庶務班)	佐藤慎
課長補佐兼班長(鳥海庶務班)	村上廣隆		

8. 総会議長

佐藤系悦
富樫公一
小松幸夫

9. 議事録署名委員

18番菅原文克
19番佐藤秀孝

10. 会議の概要

○議長

これより令和3年12月3日公示招集されました令和3年第12回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

15番石井勲委員、20番佐藤源樹委員、21番庄司和夫委員より欠席の届出があります。
出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第5号並びに議案第82号から議案第91号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、18番菅原文克委員、19番佐藤秀孝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第5号「由利本荘市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(農政班長による案件説明)

○議長

報告第5号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第82号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第82号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第82号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第82号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第83号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件(第11回総会保留分)」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第83号について、議案書に基づき朗読し、10月、11月総会で許可要件に疑義が生じたため保留案件としたこと、また12月総会のため更なる状況確認した結果、本申請農地について農地法第3条に基づく所有権移転の許可要件中「全部効率利用要件」を満たしていなかったため不許可相当と考える旨を説明した。)

○議長

議案第 8 3 号の説明が終わりました。

ただいまの議案第 8 3 号の説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【 1 1 番・佐藤崇委員手を挙げる】

1 1 番佐藤崇委員。

○ 1 1 番・佐藤崇委員

この案件は一番堰の農地が売却されるのが分かっているながら、あえて所有権移転する必要があったのか疑問ですが、例えば土地転がしのことが行われるのではないかとも思われるのですが、そのあたりはいかがだったのでしょうか。

○事務局

1 0 月の総会審議に上程して審議いただくとした時に、直前に道路にかかることが判明しまして、佐藤委員がおっしゃるとおり将来売買が決まっているものはどうなのか、という疑義が局内で発生したということになります。その件につきまして県に確認したところ、将来的に売買があるとしても、それまできちんと譲り受けた者が耕作をしていくのであれば認めてもよいのではないかと、というような趣旨の回答をいただいているところであります。その点について本申請は許可要件を満たしているのですが、その後再度聞き取りを行ったところ、説明のような状況が判明したところであり、不許可相当ではないのか、となったところであります。

○ 1 1 番・佐藤崇委員

わかりました。

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

本件については、挙手による採決を行います。

確認のため申し上げます。本案件についての事務局説明では、許可要件を満たさないため不許可相当であるとされております。

お諮りします。議案第 8 3 号について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手少数】

挙手少数であります。

よって議案第 8 3 号について、申請が許可要件を満たさないため、不許可とすることに決定いたしました。

○議長

日程第 7、議案第 8 4 号「農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、最初に議案第 8 4 号 1 番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第 8 4 号 1 番について、議案書に基づき朗読し、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えるが、資産形成目的の農地転用の可能性を完全に払拭しているとは言い切れず、許可された場合においても、定期的な農地パトロール等の実施により、農地を農地としてきちんと有効利用しているかの確認していく必要がある旨を説明した。)

○議長

議案第84号1番の説明が終わりました。

ただいまの説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【3番・佐藤喜勝委員手を挙げる】

3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

前回同じような申請で許可をしているわけではありますが、今回の申請は実の息子が所有している共同住宅に接続しており、より農地転用の疑いがあると思われます。またB地域で所有している田は作付けされていないとのことです。本当に作付けするのかというところが未知数であります。ですから今回は保留とし、B地区の委員ならびに農地委員等と現地確認などもう少し現地を確認したのちに判断してもよいと思います。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第84号1番について、保留することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第84号1番について、保留とすることに決定いたしました。

○議長

次に、議案第84号2番から15番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第84号2番から15番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は規模拡大、自作地交換、新規営農、贈与、譲渡人の要望によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第84号2番から15番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号2番から15番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号2番から15番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第85号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第85号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第85号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第85号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第86号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から7番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

1番から7番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号1番から7番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の再設定であり、期間は3年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号1番から7番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号1番から7番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号1番から7番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き議案第86号を議題としますが、本議案の8番および9番につきましてはB委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

8番および9番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号8番から9番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の再設定であり、期間は6年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号8番および9番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号8番および9番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号8番および9番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き議案第86号を議題としますが、本議案の10番および11番につきましてはC委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

10番および11番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号10番および11番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の再設定および新規であり、期間は3年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号10番および11番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号10番および11番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号10番および11番は、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き議案第86号を議題としますが、本議案の12番から17番につきましてはD委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【D委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

12番から17番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号12番から17番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権および使用賃借権の新規であり、期間は4年から5年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号12番から17番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号12番から17番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号12番から17番は、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【D委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第86号18番から758番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号18番から758番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は

賃借権の新規および再設定、解除条件付き賃借権の新規、使用賃借権の新規および再設定であり、期間は1年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号18番から758番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【3番・佐藤喜勝委員手を挙げる】

3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

690番の案件についてですが、(同)Aとあり、解除条件付き賃借権とありますがどんな内容ですか。

○事務局

(同)Aは、農地所有適格法人であり、蕎麦を作付けするとしています。

○議長

佐藤委員よろしいですか。

○3番・佐藤喜勝委員

わかりました。

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号18番から758番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号18番から758番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第10、議案第87号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第87号について、議案書に基づき朗読し、申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨報告する。)

○議長

議案第87号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第87号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第88号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第88号について、議案書に基づき朗読し、申請地は平成16年に道路建設された際に分断された農地でそれ以来耕作しておらず雑木が繁茂し、原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第88号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第88号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第88号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断すること、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第89号「由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第89号について、議案書に基づき朗読し、今回の一部改正は農地改良後の農地利用としての3年以上の表記を削る改正案であり、現行表記では3年以上農地として活用すれば転用してもよいのだとも捉えられかねず、年数表記は農地法の趣旨にそぐわない、との考えから取扱

要領の改正案を諮る旨説明する。)

○議長

議案第89号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【12番・佐々木純一委員手を挙げる】

12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

新旧対照表改正後その他第8条附則が令和4年12月20日となっているが来年改正か。

○事務局

令和3年12月20日に修正お願いします。

○12番・佐々木純一委員

了解しました。

○議長

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案どおり決定いたしました。

これ以降は私の都合のため富樫職務代理者に議事進行をお任せ致します。

暫時休憩いたします。

【佐藤会長退席】

【富樫職務代理者着席】

【市農業振興課担当者1着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第13、議案第90号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とします。

最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、今回の事案が緊急を要する事案であるため変更申請を受付したこと、また事案については、申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(対図番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本2」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、申請地の周辺状況により、担い手の農地利用集積への支障、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本3」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、申請地の周辺状況により、担い手の農地利用集積への支障、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第90号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますが、本議案の対図番号「本1」につきましては、私に関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席いたします。

なお、慣例にしたがいまして委員の中から小松幸夫農政委員長に議事進行をお願いします。
暫時休憩いたします。

【富樫職務代理者退席】

【小松幸夫農政委員長着席】

○議長

会議を再開いたします。

ただいまの議案第90号の説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(対図番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題ないことを確認してきた旨報告する。

次に、対図番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題ないことを確認してきた旨報告する。

次に、対図番号「本3」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。除外後の転用計画については、被害防除計画において問題ないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、事務局より農地法等に基づく説明を求めます。

○事務局

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。

対図番号「本1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第37条第1号の不許可の例外である「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当すると見込まれる。なお、建物建設の予算がまだ議決されておらず、建物建設の部分は資力の確認が取れていないが、事業実施主体が地方公共団体の場合は、建物建設の計画の確実性も判断されたうえで造成のみが転用可とされていることから、小学校建設用地の造成事業として手続きが進められている。

対図番号「本2」は、第1種農地と判断されるが農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

対図番号「本3」は、第1種農地と判断されるが農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

以上から、それぞれの案件が許可相当と判断された。また3件とも今後、農地転用申請がされた場合には、転用目的等の一般基準について申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会で審査されることを説明した。)

○議長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第90号について、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第90号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回

答することに決定いたしました。

これ以降は、富樫職務代理者に議事進行をお願いします。

暫時休憩いたします

【小松幸夫農政委員長退席】

【富樫公一職務代理者着席】

【市農業振興課担当者 1 退席】

【市農業振興課担当者 2 着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第 1 4、議案第 9 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について」を議題とし、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

（議案第 9 1 号について、議案書に基づき朗読し、本議案は農業経営基盤法について秋田県の基本方針の見直しにより市の基本構想を変更するものであり、「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保実績と目標について市の目標人数を変更するもの」、「農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除を行うもの」の二点の見直し内容について説明した。）

○議長

議案第 9 1 号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 9 1 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 1 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者 2 退席】

○議長

会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 5 4 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 菅 原 文 克

議事録署名委員 佐 藤 秀 孝